



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成 22 年 9 月 3 日

各 位

会社名 : 株式会社ネクストジェン
代表者名 : 代表取締役社長 大西 新二
(証券コード番号: 3842)
問合せ先 : 管理本部長 景山 薫
(TEL: 03-3234-6855)

訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ

当社を被告とする損害賠償請求訴訟に関して、平成 22 年 7 月 7 日付で東京地方裁判所による判決の言い渡しがありましたが、原告であるブロードアース株式会社(旧社名: メディア・クルーズ・ソリューション株式会社)より、同判決を不服として平成 22 年 7 月 20 日付で控訴の提起がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起があった裁判所及び年月日
東京高等裁判所 平成 22 年 7 月 20 日(当社への控訴状送達日は同年 9 月 3 日)
2. 控訴を提起した者
 - (1) 名称 ブロードアース株式会社(旧社名: メディア・クルーズ・ソリューション株式会社)
 - (2) 所在地 東京都渋谷区東 3-14-15
 - (3) 代表者 代表取締役 中岡 聡
3. 控訴の内容
 - (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
 - (2) 被控訴人は控訴人に対し、金 225,923,573 円及びこれに対する平成 20 年 6 月 24 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は第 1 審、2 審とも被控訴人の負担とする。
4. 一審における訴訟内容
 - (1) 訴訟の経緯
当社は、平成 19 年 9 月ころから 12 月にかけて、メディア・クルーズ・ソリューション株式会社(現ブロードアース株式会社。以下、「MCS」という。)と、当社の事業範囲であった MCS テレコミュニケーション事業部との協業や、同事業部所属の従業員を含めた事業譲渡の可能性について協議しておりました。その結果、当社は、MCS とは協業・事業譲渡には至らなかったものの、MCS 同事業部に在籍していた複数名の従業員を、本人からの希望に応じて採用いたしました。
これらの経緯に対して、MCS は、当社が MCS 元取締役と共謀して、MCS テレコミュニケーション事業部の奪取を目的とした従業員の引き抜きを計画的に行い、同事業部の存続を不能とさせ、倒産の危機に陥れたと主張し、これらの行為は共同不法行為であるとして、当社及び MCS 元取締役に
対し、225,923 千円の損害賠償請求訴訟を提起されたものです。

(2) 一審判決の概要

- ① 原告の被告株式会社ネクストジェンに対する請求を棄却する。
- ② 被告株式会社ネクストジェンに生じた訴訟費用を原告の負担とする。

5. 今後の見通し

一審判決では当社の主張が全面的に認められましたが、控訴審においても引き続き当社の正当性を主張してまいります。

当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上